

産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)

- ・ 令和6年12月17日より創設
- ・ 令和6年能登半島地震による被災地域能登9市町（七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町）において特例を設けます。

- ① 在籍型出向により雇用維持を取り組む場合の助成金
- ② 出向元・出向先それぞれに助成金を支給

令和6年12月・令和7年1月
石川労働局職業対策課
TEL 076-265-4428

1

概要

産業雇用安定助成金は「在籍型出向」を支援する助成金です。
在籍型出向とは

- ・ 出向元企業と出向先企業との間の出向契約により、
- ・ 労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、
- ・ 一定期間継続して勤務することをいいます。

出向元のメリット

- ・ 従業員の雇用を守る
- ・ 需要が回復した時の人材確保

出向先のメリット

- ・ 即戦力の人材確保
- ・ 自社従業員の業務負担軽減

労働者のメリット

- ・ 働くことでモチベーションアップ
- ・ 新しい経験でスキル向上



2

■ 助成内容等 助成率など

・ 出向にかかる従業員の賃金に対して助成します

【助成対象】 出向元事業主と出向先事業主

【助成内容】 助成率4/5（中小企業） 2/3（大企業）として助成

※賃金総額ではなく割増賃金の基礎額となる賃金に対する助成率

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	8,635円／1人1日あたり	

例えば

1日あたりの賃金 10,000円

出向中賃金負担 出向元負担40%
出向先負担60%

出向元企業		出向先企業	
助成額	4/5	助成額	4/5
実質負担	1/5	実質負担	1/5
(3,200円)	(800円)	(4,800円)	(1,200円)

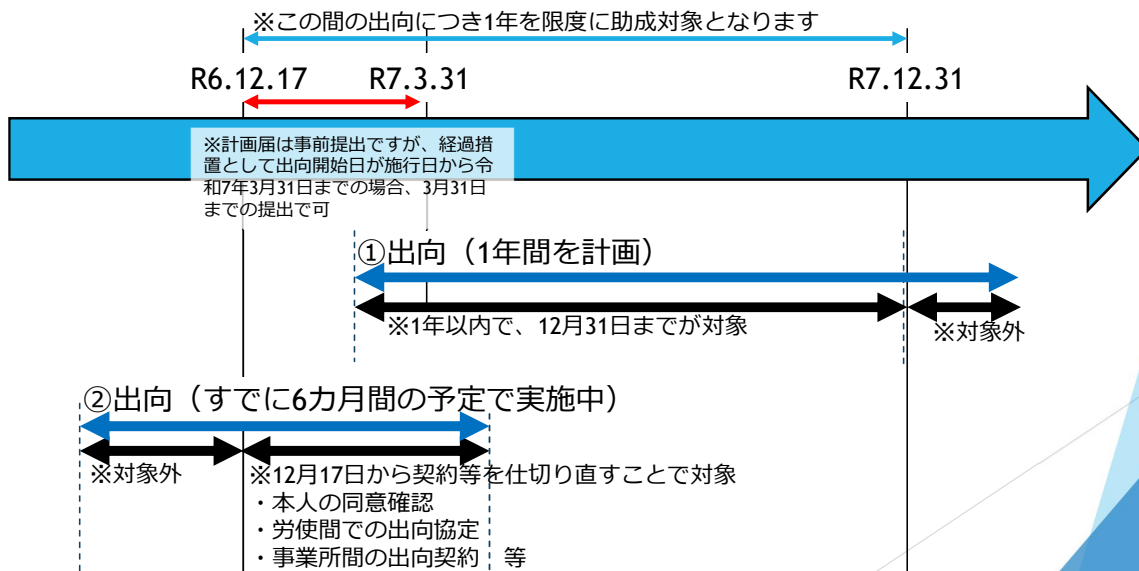
——例の場合、出向元企業の実質負担は**800円**/1日！



3

■ 助成内容等 出向時期・期間

- ・ 令和6年12月17日以降に開始した出向である
- ・ 出向期間の要件は1カ月以上1年以内
- ・ 助成期間は最大で1年間、対象期限は令和7年12月31日迄



4

■申請の対象となる事業所（出向元・出向先）

出向元

- ・ **能登9市町**（七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町）

※非該当施設を含みます

出向先

- ・ 全国の適用事業所



5

■対象となる事業主・出向等の諸条件

【出向元】

- ・ 生産指標要件（事業活動の縮小）を満たしていること
- ・ 出向先事業主との間で資本的、経済的、組織的関連性等から独立性が認められること

【出向先】

- ・ 解雇等がないこと
- ・ 雇用量要件（雇用量の減少がない）を満たしていること

【労働者】

- ・ 6カ月以上の被保険者期間が必要

※出向先の設立期間要件なし

※クーリング期間なし

6

■ 対象となる事業主 1

出向元

・ 「生産指標要件（事業活動の縮小）を満たしている」こと

生産指標の最近1か月の値が、前年同期か、あるいは令和5年1月から12月までの任意の1か月値に比べ**10%以上減少**していること。

「事業活動の縮小」とは

<具体的な範囲の例>

- 例：需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- 例：取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
- 例：交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
- 例：電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- 例：損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

<対象とならない理由の例>

- 例：夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っていることにより事業活動の減少を余儀なくされる場合
- 例：降雪地において冬季間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
- 例：例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合
- 例：営業規制、安全規制、競争規制等の法令違反（その疑いを含む。）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

例



7

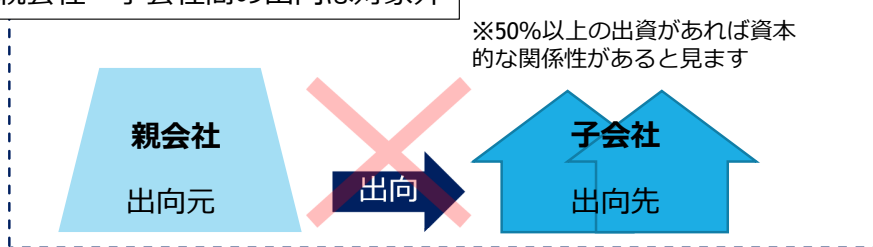
■ 対象となる事業主 2

出向元

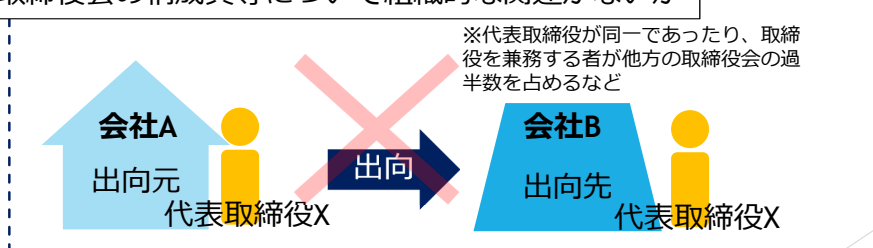
出向先

・ 出向先事業主との間で資本的、経済的、組織的関連性等から独立性が認められること

①親会社・子会社間の出向は対象外



②取締役会の構成員等について組織的な関連がないか



8

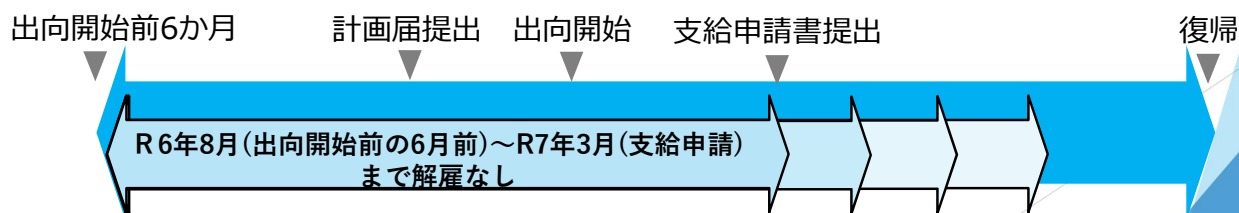
■ 対象となる事業主 3

出向先

・ 「解雇等がない」 こと

出向期間の開始日の前日から起算して6か月前から、支給申請までに当該出向労働者の受け入れに際し、解雇等がないこと。

例 計画届の提出：R7年1月15日
出向開始：R7年2月1日 出向から復帰：R8年1月1日
(申請を毎月する場合)
対象期間の末日：R7年2月28日 申請書(1回目)提出：R7年3月15日



9

■ 対象となる出向 1

労働者

出向先

出向元

・ 「対象労働者」 について

出向開始日の前日までに出向元事業所で **6か月以上雇用保険被保険者** として雇用されている従業員の方が対象です。

対象外

- ・ 解雇を予告された者
- ・ 退職願を提出した者又は退職勧奨に応じた者など

・ 出向期間中に 出向労働者へ支払う賃金について

出向前の賃金 (A) に対する 支給対象期の賃金 (B)の割合が、85%から115%の範囲内であること

$$85 (\%) \leq (B/A) \times 100 (\%) \leq 115 (\%)$$

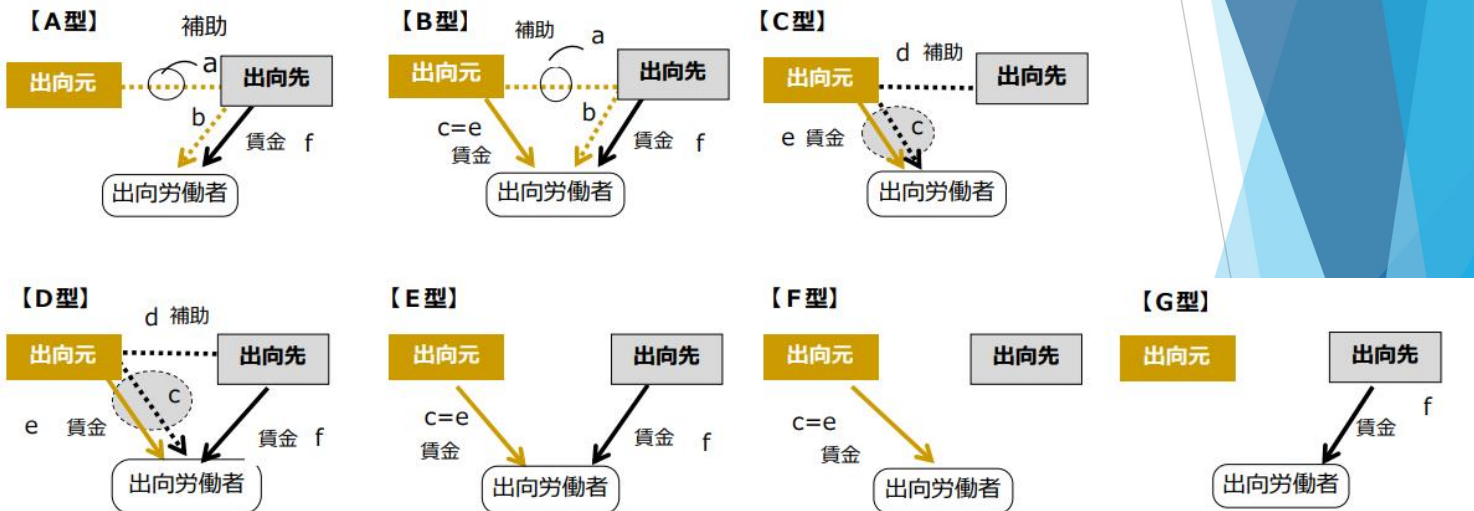
・ 対象労働者の同意を得ていること

(様式第5号 出向に係る本人同意書)

10

■ 対象となる出向 2 労働者 出向先 出向元

・ 出向の方法はいくつかあります。



11

■ 計画届に必要な書類 ガイドブックP17 (出向を開始する前日まで)

様式	書類の種類
様式第1号	出向実施計画(変更)届 (出向元事業主)
様式第1号別紙1	出向先事業所別調書
様式第2号	出向実施計画(変更)届 (出向先事業主)
様式第3号	出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書
様式第4号	出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書
様式第5号	出向に係る本人同意書
確認書類(1)	出向協定に関する書類
確認書類(2)	事業所の状況に関する書類
確認書類(3)	出向契約に関する書類
確認書類(4)	公正な選考等に関する書類

■ 支給申請に必要な書類 ガイドブックP21 (支給対象期末日の翌日から2カ月以内)

・ 1カ月～6カ月の範囲で申請期間を設定できます

12